

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	国民健康保険関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和8年2月24日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者の資格、適用期間の管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び徳島市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>2 資格管理事務  (1) 住民基本台帳情報(以下、「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による国民健康保険被保険者資格の取得・喪失、適用期間の開始・終了の決定及び管理。  (2) 徳島県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)との間で、県内市町村の資格情報等の送受信及び管理。</p> <p>3 証管理事務  (1) 被保険者証及び資格証明書等の交付。  (2) 高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。  (3) 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。  (4) 特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。</p> <p>4 保険料賦課・徴収事務  (1) 所得・資産税額情報により保険料を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。)  (2) 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定。  (3) 保険料の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。  (4) 保険料の過誤納金の還付、充当処理。  (5) 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。  (6) 保険料の口座振替情報の管理。</p> <p>5 保険給付事務  (1) 保険給付の支給決定。  (2) 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。  (3) 療養費、移送費の支給。  (4) 高額介護合算療養費の支給。  (5) 出産育児一時金の支給。  (6) 葬祭費の支給。  (7) 他の法令による医療に関する給付との調整。  (8) 一部負担金の減免申請による審査・決定。  (9) 保険給付の一時差し止め。  (10) 国保連合会との間で県内高額療養費に関する情報の授受及び管理。</p> <p>6 オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)  (1) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。  (2) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1,000人未満  2) 1,000人以上1万人未満  3) 1万人以上10万人未満  4) 10万人以上30万人未満</p>



システム4	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	1 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。 2 個人情報更新機能 住民登録外者を含む個人情報の更新を行う。 3 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。 (注)国民健康保険業務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 社会保障関係システム、番号連携システム )
システム5	
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。 (注)国民健康保険事務の特定個人情報に関する機能のみ記載
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 社会保障関係システム )
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. データ連携基盤機能 他業務システムとの連携(各種変換、制御)を行う。 2. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務総合情報の照会を行う。 3. 宛名管理機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの宛名管理を行う。
③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 社会保障関係システム )

システム7	
①システムの名称	高額介護合算システム
②システムの機能	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O ] その他 ( 社会保障関連システム、番号連携システム )
システム8	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O ] その他 ( 社会保障関連システム、番号連携システム )
システム9	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 (1) 住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 (2) 住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 (3) 個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 (4) 宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2 情報照会機能 (1) 各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 (2) 各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 (3) 各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3 情報提供機能 (1) (内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 (2) 情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。 4 符号取得要求機能 (1) 符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ O ] その他 ( 社会保障関係システム、中間サーバーシステム )







3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険法による資格、保険料賦課・収納、給付に関する情報ファイル(以下、「国民健康保険関連情報ファイル」という。)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表の44の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <p>1 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</li> </ul> <p>2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項</p> <p>2 情報照会の根拠番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</li> </ul> <p>69, 70, 71, 160の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> <p>&lt;公金受取口座の給付業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)2条、3条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)2条</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条から6条に規定される被保険者のうち、徳島市に住民登録のある被保険者(資格喪失者又は適用終了者を含む。)及び擬制世帯主並びに特定同一世帯所属者
その必要性	保険料の賦課徴収・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得・資産税額情報を把握する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 5情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課



<p>⑤使用方法</p>	<p>1 被保険者資格の管理  (1) 住民票情報、他保険資格情報、生活保護受給情報、児童福祉施設や障害者支援施設等への入退所情報を確認し、資格の取得・喪失や変更を行う。  (2) 国保連合会との間で県内市町村の資格情報の送受信及び管理。</p> <p>2 保険料賦課に関する事務  (1) 所得額や資産税額により保険料の賦課を行い、雇用保険の受給資格情報や医療保険者の被扶養者情報、減免に関する条例に基づく情報の確認により保険料の減額や減免を行う。</p> <p>3 収納管理等  (1) 保険料未納に伴う督促、催告。  (2) 保険料過誤納による還付、充当。  (3) 保険料を滞納している世帯の所得状況を把握することで納付相談等に活用。  (4) 保険料の口座振替情報の管理。  (5) 保険料の納付書等を発行。</p> <p>4 証管理事務  (1) 被保険者証及び資格証明書等の交付。  (2) 高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。  (3) 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。  (4) 特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。</p> <p>5 保険給付の支給に関する事務(支給決定)  (1) 保険給付の支給決定。  (2) 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。  (3) 療養費、移送費の支給。  (4) 高額介護合算療養費の支給。  (5) 出産育児一時金の支給。  (6) 葬祭費の支給。  (7) 他の法令による医療に関する給付との調整。  (8) 一部負担金の減免申請による審査・決定。  (9) 保険給付の一時差止め。  (10) 国保連合会との間で県内高額療養費に関する情報の授受及び管理。</p> <p>6 オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)  (1) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。  (2) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。</p>
<p>情報の突合</p>	<p>1 宛名情報及び国民健康保険世帯主情報を突合して、各種通知書を送付する。(上記1～5)  2 宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、各種証を交付する。(上記4)  3 国保世帯員及び国保世帯主の市・県民税情報(固定資産税情報含)、社会保障関係システム情報を突合して、保険料を賦課(上記2)  4 宛名情報、市・県民税情報、介護保険情報、その他の医療保険給付情報を突合して、保険給付の額を決定。(上記5)</p>
<p>⑥使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 8 ) 件	
委託事項1	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	<p>1 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、徳島県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>2 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>3 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	徳島県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、セキュリティ対策等を明記した再委託申請、履行体制図及び従業員に対する監督・教育等を明記した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承諾する。</p> <p>2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。</p>
	⑥再委託事項	<p>1 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/バックアップデータの取得と保管など。</p> <p>2 委託先(国保連合会)は、再委託先社員から個人情報の取扱い等に関する誓約書の提出を確認した上で、国保連合会が指定する業務及びアクセス権限の範疇に限って作業をさせる。</p>
委託事項2～5		
委託事項2	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

③委託先名		徳島県国民健康保険団体連合会 (徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の徳島県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

<b>委託事項4</b>		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		徳島県国民健康保険団体連合会 (徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の徳島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
<b>委託事項5</b>		電子計算システムの維持運用業務
①委託内容		庁内連携用国民健康保険システムの維持運用業務
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		テック情報株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 29 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別紙1参照
①法令上の根拠	別紙1参照
②提供先における用途	別紙1参照
③提供する情報	別紙1参照
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別紙2参照
①法令上の根拠	別紙2参照
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	別紙2参照
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 【徳島市における措置】

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。

### 【ガバメントクラウドにおける措置】

1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### 【マイナポータル申請管理における措置】

- ・ダウンロードされたファイルについては、国民健康保険システム等における措置と同様の管理を行う。
- ・紙印刷処理分については、徳島市における措置と同様の管理を行う。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「記録項目」のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;市民からの入手&gt; 書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。</p> <p>&lt;関係機関からの入手&gt; 対象者以外の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。 また、実際に入手する際は、文書送付前に、担当者及び審査者による二重チェックを行う。</p> <p>&lt;国民健康保険システムからの入手&gt; 庁内連携機能で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 個人番号の照会については使用者ごとに利用権限を設けている。また、番号照会アイコンを押さない限り個人番号を閲覧することができないようにシステムが設計されており、番号照会の都度アクセスログを記録し、追跡可能な形式で管理している。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国保総合クライアントPC(以下、「国保総合PC」という。)における措置 1 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 2 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理からの入手&gt; ・申請画面において手続き内容を詳細に規定することにより、申請が不要な者に関する情報を取得することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;市民からの入手&gt; 本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 市民から情報を入手する際は、申請書など所定の様式を用い、使用目的及び用途を明確にする。また、郵送による手続きで書面を本人に送付する際には、申請書の他に記載例や添付書類などを記した説明文を添付する。</p> <p>&lt;関係機関からの入手&gt; 事務マニュアルを作成し、適宜マニュアル内容の見直しを行う。 市役所庁内又は他市町村から入手する際、特定の権限者以外は情報照会でできず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある国保システム、情報提供ネットワークシステム等を通じて入手する。</p> <p>&lt;国民健康保険システムからの入手&gt; 国保システムの機能以外から個人情報を利用する場合には、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。 特定個人情報にアクセス可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国保総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理からの入手&gt; ・申請画面で、個人番号が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	



特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
国民健康保険関係業務では、被保険者数等の各種統計を行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的外利用の禁止。</li> <li>2 特定個人情報の照会・更新従業者の制限。</li> <li>3 特定個人情報提供の禁止。</li> <li>4 情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。</li> <li>5 情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。</li> <li>6 特定個人情報の取り扱いについて検証し報告する。</li> <li>7 必要に応じて、本市が委託先の現地調査を実施することができる。</li> <li>8 再委託の原則禁止。</li> </ol>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回実施し、書面にて本市に報告する。</li> <li>2 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>3 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> <li>4 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>5 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ol>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- 1 国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- 2 国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- 3 国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- 4 導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- 5 特定個人情報等を取扱う機器及び書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 6 国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。

<技術的安全管理措置>

- 7 個人情報を含む特定個人情報ファイルは、暗号化して連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。
- 8 情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。なお、USBメモリ等の外部記録媒体の不正な接続についてはシステム上遮断する機構を搭載している。
- 9 サーバー及びデータベースにアクセスするには国保連合会職員及び再委託先社員のうち、操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。

<物理的安全管理措置>

- 10 国保会館建物及びサーバー室は入退室管理を行っており、権限のない部外者は入室できない。さらに、サーバー室への入室は生体認証(静脈認証)により制御されている。なお、不正侵入等の監視状況について、入退室記録及び端末機器の操作記録について毎月点検を行い、委託元(徳島市)にその結果を報告する。
- 11 特定個人情報ファイルのバックアップ等の複製をする操作権限は必要最小限に限定し、実行結果を国保連合会職員が確認する。また、国保連合会職員又は再委託社員の立場にかかわらず規定にない記録媒体の管理区域外への持ち出しを禁止するとともに、機器及び書類等の紛失を防止するための措置を講じる。

<人的安全管理措置>

- 12 国保連合会職員は定期的な個人情報教育研修を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図る。また、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、再委託先社員に対する教育研修の実施を契約の条件とする。
- 13 国保連合会及び委託先(委託元(徳島市)から見て再委託先)において、正規職員以外の者は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に原則従事させないこととし、正規社員以外に従事させる場合は、事前に委託元及び国保連合会に通知し、単独ではデータの操作を行えないよう措置を講じた上で従事させることとする。

<取りまとめ機関における措置>

- 14 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備しており、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 2 また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ、CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</li> <li>国民健康保険システムで記録している操作ログは、適宜、国民健康保険システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。</li> <li>定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。</li> </ol> <p>&lt;番号連携システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> </li> </ol>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特に力を入れている</li> <li>十分である</li> <li>課題が残されている</li> </ol>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報提供ネットワークシステムへの提供は、番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</li> <li>番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、提供の記録は7年分保存する。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。</li> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特に力を入れている</li> <li>十分である</li> <li>課題が残されている</li> </ol>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  
 2 情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 1 中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。  
 2 中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。  
 4 特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<マイナポータル申請管理における措置>  
 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェアの導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェアを検出する。  
 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、行政専用の閉域ネットワークであるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。  
 ・LGWAN接続端末は、個人番号付申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に最新性や申請情報の訂正が発生した場合は、古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。  
 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付き電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。  
 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input checked="" type="radio"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っていない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<small>&lt;徳島市における措置&gt;</small> 1 関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 2 委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 3 違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。 <small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。
10. その他のリスク対策	
<small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <small>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</small> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	問い合わせの受け付け時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせについては、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第8号	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号	事後	重要な変更にと当たらない(法令改正)
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容		ハードウェア、ソフトウェアの保守業務(システムの障害対応や制度改正におけるシステム改修業務を含む。)を行う。	事後	重要な変更にと当たらない(誤記の修正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	重要な変更にと当たらない(社名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	重要な変更にと当たらない(社名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~28 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更にと当たらない(法令改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	保健センター	健康長寿課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にと当たらない(組織変更)
令和4年9月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	番号法の改正による変更。 令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ] その他 ( )	[ O ] その他 ( 公金受取口座情報 )	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。

令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	共通基盤システム	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	1. テータ連携基盤機能 他業務システムとの連携(各種変換、制御)を行う。 2. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務総合情報の照会を行う。 3. 宛名管理機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの宛名管理を行う。 (注)国民健康保険関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(社会保障関連システム)	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	記載なし	介護保険システム	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	記載なし	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	記載なし	[ ] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [ ] 税務システム [○] その他(社会保障関連システム、番号連携システム)	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団)	[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁、地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団)	事後	公的給付支給等口座登録制度の施行に伴うもの
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	記載なし	徳島県国民健康保険団体連合会(徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の徳島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および利用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため

令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	情報記録物管理業務	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	株式会社ワンビシアークイブズ	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無	再委託しない	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(クラウドに関する記載なし)	【ガバメントクラウドにおける指図】 1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行のため
令和6年3月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(クラウドに関する記載なし)	2 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 3 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため

令和6年3月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	5 国保総合(国保集約)システムを国保会館内に設置し、設置場所への入退室記録の管理を静脈認証で行う。	削除	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(クラウドに関する記載なし)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議</p>	事前	ガバメントクラウド移行のため
令和6年9月16日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第1 項番30</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表の44の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり</li> <li>・番号法 第19条第9号</li> <li>・番号法 附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項</li> </ul>	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務&gt;</p> <p>1 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項</li> </ul> <p>2 情報照会の根拠番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 69, 70, 71, 160の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> <p>&lt;公金受取口座の給付業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)2条、3条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)2条</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う修正

令和6年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	重要な変更にとらならないため (取扱者数変更)
令和6年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	重要な変更にとらならないため (社名等変更)
令和6年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	重要な変更にとらならないため (社名等変更)
令和6年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)提供先		別紙1(提供先)を修正	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先		別紙2(移転先)を修正	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②委託先名	株式会社日立システムズ 岡山支店	株式会社日立システムズ 四国支社	事後	重要な変更にとらならないため (社名等変更)
令和7年9月1日	(別添1)ファイル記録項目	別紙R7変更箇所(特定個人情報ファイル記載項目) 変更前の記載のとおり	別紙R7変更箇所(特定個人情報ファイル記載項目) 変更後の記載のとおり	事後	厚生労働省保険局国民健康保険課付令和7年3月27日付事務連絡「市町村国保が実施する特定個人情報保護評価(PIA)における個人情報ファイル簿のテンプレートの送付について」による 項目修正
令和7年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 2 4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 2 5情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。	事後	様式変更のため
令和7年9月1日	2 特定個人情報システム2 ①システムの名称	データ連携中継サーバーシステム	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和7年9月1日	2 特定個人情報システム2 ②システムの機能	データ連携機能 国民健康保険システムとホストシステム(新窓口対応システム、庁内連携用国民健康保険システム等)の間で、国民健康保険業務の資格情報と宛名情報、個人番号、抑止情報、住民税情報等のデータの受け渡しを行う。	削除	事後	システム標準化に伴い廃止

令和7年9月1日	2 特定個人情報システム2 ③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(社会保障関係システム)	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和7年9月1日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 データ連携用中継サーバシステムの保守業務 委託事項7 ①委託内容	ハードウェア、ソフトウェアの保守業務を行う。	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和7年9月1日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 データ連携用中継サーバシステムの保守業務 委託事項7 ②委託先における取扱者数	10人未満	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和7年9月1日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 データ連携用中継サーバシステムの保守業務 委託事項7 ③委託先名	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和7年9月1日	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 データ連携用中継サーバシステムの保守業務 委託事項7 ④再委託の有無	再委託しない	削除	事後	システム標準化に伴い廃止
令和8年2月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14	新設	①システムの名称 マイナポータル申請管理 ②システムの機能 【住民向け機能】 マイナポータルの電子申請機能を利用して、自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民の電子申請に係る申請データ及び当該申請者の電子署名の検証結果に係るデータについて、地方公共団体に提供する機能。	事前	重要な変更に応じたため
令和8年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [O] 専用線 [O] 庁内連携システム [O] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他( )	[O] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [O] 専用線 [O] 庁内連携システム [O] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他(マイナポータル申請管理 )	事前	重要な変更に応じたため
令和8年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	追加	【マイナポータル申請管理における措置】 ・ダウンロードされたファイルについては、国民健康保険システム等における措置と同様の管理を行う。 ・紙印刷処理分については、徳島市における措置	事前	重要な変更に応じたため
令和8年2月24日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	<マイナポータル申請管理からの入手> ・申請画面において手続き内容を詳細に規定することにより、申請が不要な者に関する情報を取得することを防止する。	事前	重要な変更に応じたため
令和8年2月24日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。 )におけるその他のリスク及びそのリスクに対する	追加	<マイナポータル申請管理からの入手> ・申請画面で、個人番号が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更に応じたため
令和8年2月24日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	追加	<マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理をLGVAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、共用IDの利用を禁止し、IDとパスワードによる認証を行う。 マイナポータルから取得した個人情報付電子申請等のデータについて、改ざんや複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。	事前	重要な変更に応じたため

<p>令和8年2月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>追加</p>	<p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;          ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェアの導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェアを検出する。          ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、行政専用の閉域ネットワークであるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。          ・LGWAN接続端末は、個人番号付申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に最新性や申請情報の訂正が発生した場合は、古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。          ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付き電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。          ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更に当たるため</p>
------------------	---	-----------	---	-----------	--------------------

別紙 記録項目

○都道府県被保険者 ID 管理(TSA01\_TDFKNHHID)

1 都道府県被保険者 ID,2 履歴番号,3 個人番号(マイナンバー)\_暗号化後,4 有効フラグ,

○市町村被保険者 ID 管理(TSA02\_SHCHUSNHHID)

5 市町村被保険者 ID,6 履歴番号,7 市町村被保険者番号,8 有効フラグ,9 都道府県被保険者 ID,10 市町村個人管理番号,

○世帯管理番号管理(TSA03\_STIKNRBNG)

11 市町村被保険者番号,12 市町村世帯管理番号,13 被保険者証記号\_全角,14 被保険者証番号\_全角,15 被保険者証記号\_半角,16 被保険者証番号\_半角,17 世帯番号,18 国保適用開始年月日,19 継続候補世帯抽出済フラグ,20 次期国保総合システム連携済フラグ,

○個人管理番号管理(TSA04\_KJKNRBNG)

21 市町村被保険者番号,22 市町村個人管理番号,23 被保険者証記号\_全角,24 被保険者証番号\_全角,25 被保険者証記号\_半角,26 被保険者証番号\_半角,27 宛名番号,

○資格世帯管理(TSA05\_STI)

28 市町村被保険者番号,29 市町村世帯管理番号,30 市町村世帯管理番号\_枝番,31 データ区分,32 被保険者証記号\_全角,33 被保険者証番号\_全角,34 被保険者証記号\_半角,35 被保険者証番号\_半角,36 世帯番号,37 行政区被保険者番号,38 旧市町村被保険者番号,39 旧市町村世帯管理番号,40 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村被保険者変更日,41 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村被保険者番号,42 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_全角,43 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_全角,44 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_半角,45 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_半角,46 市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,47 市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,48 市町村合併・旧番号情報\_旧行政区被保険者番号,49 基本情報\_世帯主氏名(カナ),50 基本情報\_世帯主氏名(漢字),51 基本情報\_世帯主氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,52 基本情報\_世帯主氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,53 基本情報\_郵便番号(管理用),54 基本情報\_住所(管理用),55 基本情報\_番地(管理用),56 基本情報\_方書(管理用),57 基本情報\_電話番号(管理用),58 基本情報\_住所(管理用)文字数・未登録外字有無,59 基本情報\_方書(管理用)文字数・未登録外字有無,60 基本情報\_世帯主氏名(カナ)(送信用),61 基本情報\_世帯主氏名(漢字)(送信用),62 基本情報\_世帯主氏名(カナ)(送信用)文字数・未登録外字有無,63 基本情報\_世帯主氏名(漢字)(送信用)文字数・未登録外字有無,64 基本情報\_郵便番号(送信用),65 基本情報\_住所(送信用),66 基本情報\_番地(送信用),67 基本情報\_方書(送信用),68 基本情報\_電話番号(送信用),69 基本情報\_住所(送信用)文字数・未登録外字有無,70 基本情報\_方書(送信用)文字数・未登録外字有無,71 基本情報\_地区統計コード(リスト出力用),72 基本情報\_行政区コード(リスト出力用),73 基本情報\_世帯区分,74 検索用\_被保険者証記号\_全角,75 検索用\_被保険者証番号\_全角,76 検索用\_被保険者証記号\_半角,77 検索用\_被保険者証番号\_半角,

○資格世帯管理履歴(TSA06\_STIRRK)

78 市町村被保険者番号,79 市町村世帯管理番号,80 市町村世帯管理番号\_枝番,81 資格世帯履歴番号,82 データ区分,83 被保険者証記号\_全角,84 被保険者証番号\_全角,85 被保険者証記号\_半角,86 被保険者証番号\_半角,87 世帯番号,88 行政区被保険者番号,89 旧市町村被保険者番号,90 旧市町村世帯管理番号,91 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村被保険者変更日,92 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村被保険者番号,93 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_全角,94 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_全角,95 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_半角,96 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_半角,97 市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,98 市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,99 市町村合併・旧番号情報\_旧行政区被保険者番号,100 基本情報\_世帯主氏名(カナ),101 基本情報\_世帯主氏名(漢字),102 基本情報\_世帯主氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,103 基本情報\_世帯主氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,104 基本情報\_郵便番号(管理用),105 基本情報\_住所(管理用),106 基本情報\_番地(管理用),107 基本情報\_方書(管理用),108 基本情報\_電話番号(管理用),109 基本情報\_住所(管理用)文字数・未登録外字有無,110 基本情報\_方書(管理用)文字数・未登録外字有無,111 基本情報\_世帯主氏名(カナ)(送信用),112 基本情報\_世帯主氏名(漢字)(送信用),113 基本情報\_世帯主氏名(カナ)(送信用)文字数・未登録外字有無,114 基本情報\_世帯主氏名(漢字)(送信用)文字数・未登録外字有無,115 基本情報\_郵便番号(送信用),116 基本情報\_住所(送信用),117 基本情報\_番地(送信用),118 基本情報\_方書(送信用),119 基本情報\_電話番号(送信用),120 基本情報\_住所(送信用)文字数・未登録外字有無,121 基本情報\_方書(送信用)文字数・未登録外字有無,122 基本情報\_地区統計コード(リスト出力用),123 基本情報\_行政区コード(リスト出力用),124 基本情報\_世帯区分,125 検索用\_被保険者証記号\_全角,126 検索用\_被保険者証番号\_全角,127 検索用\_被保険者証記号\_半角,128 検索用\_被保険者証番号\_半角,

○資格世帯異動管理(TSA07\_STIIDU)

129 市町村被保険者番号,130 市町村世帯管理番号,131 市町村世帯管理番号\_枝番,132 履歴番号,133 データ区

分,134 被保険者証記号\_全角,135 被保険者証番号\_全角,136 被保険者証記号\_半角,137 被保険者証番号\_半角,138 世帯番号,139 世帯異動履歴\_異動届出日,140 世帯異動履歴\_異動年月日,141 世帯異動履歴\_異動事由,142 世帯異動履歴\_国保適用開始届出日,143 世帯異動履歴\_国保適用開始年月日,144 世帯異動履歴\_国保適用開始事由,145 世帯異動履歴\_国保適用終了届出日,146 世帯異動履歴\_国保適用終了年月日,147 世帯異動履歴\_国保適用終了事由,148 世帯異動履歴\_国保適用変更届出日,149 世帯異動履歴\_国保適用変更年月日,150 世帯異動履歴\_国保適用変更事由,151 世帯異動履歴\_世帯主宛名番号,152 世帯異動履歴\_世帯主区分,153 世帯異動履歴\_旧世帯主宛名番号,

○資格世帯異動管理履歴(TSA08\_STIIDURRK)

154 市町村保険者番号,155 市町村世帯管理番号,156 市町村世帯管理番号\_枝番,157 資格世帯履歴番号,158 履歴番号,159 データ区分,160 被保険者証記号\_全角,161 被保険者証番号\_全角,162 被保険者証記号\_半角,163 被保険者証番号\_半角,164 世帯番号,165 世帯異動履歴\_異動届出日,166 世帯異動履歴\_異動年月日,167 世帯異動履歴\_異動事由,168 世帯異動履歴\_国保適用開始届出日,169 世帯異動履歴\_国保適用開始年月日,170 世帯異動履歴\_国保適用開始事由,171 世帯異動履歴\_国保適用終了届出日,172 世帯異動履歴\_国保適用終了年月日,173 世帯異動履歴\_国保適用終了事由,174 世帯異動履歴\_国保適用変更届出日,175 世帯異動履歴\_国保適用変更年月日,176 世帯異動履歴\_国保適用変更事由,177 世帯異動履歴\_世帯主宛名番号,178 世帯異動履歴\_世帯主区分,179 世帯異動履歴\_旧世帯主宛名番号,

○資格個人管理(TSA09\_KJN)

180 市町村保険者番号,181 市町村世帯管理番号,182 市町村世帯管理番号\_枝番,183 市町村個人管理番号,184 市町村個人管理番号\_枝番,185 データ区分,186 被保険者証記号\_全角,187 被保険者証番号\_全角,188 被保険者証記号\_半角,189 被保険者証番号\_半角,190 世帯番号,191 宛名番号,192 市町村被保険者 ID,193 行政区保険者番号,194 旧市町村保険者番号,195 旧市町村世帯管理番号,196 旧市町村個人管理番号,197 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者変更日,198 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者番号,199 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_全角,200 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_全角,201 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_半角,202 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_半角,203 市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,204 市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号,205 市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,206 市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号有効日,207 市町村合併・旧番号情報\_旧行政区保険者番号,208 基本情報\_氏名(カナ),209 基本情報\_氏名(漢字),210 基本情報\_通称名(カナ),211 基本情報\_通称名(漢字),212 基本情報\_本名通称名区分コード,213 基本情報\_氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,214 基本情報\_氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,215 基本情報\_通称名(カナ)文字数・未登録外字有無,216 基本情報\_通称名(漢字)文字数・未登録外字有無,217 基本情報\_生年月日,218 基本情報\_性別,219 基本情報\_続柄,220 基本情報\_氏名(カナ)(発送用),221 基本情報\_氏名(漢字)(発送用),222 基本情報\_氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無,223 基本情報\_氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無,224 基本情報\_郵便番号(発送用),225 基本情報\_住所(発送用),226 基本情報\_番地(発送用),227 基本情報\_方書(発送用),228 基本情報\_電話番号(発送用),229 基本情報\_住所(発送用)文字数・未登録外字有無,230 基本情報\_方書(発送用)文字数・未登録外字有無,231 基本情報\_住基転入前コード,232 基本情報\_住基転出先コード,233 基本情報\_住登外フラグ,234 基本情報\_性別抑止フラグ,235 基本情報\_送付物抑止フラグ(個人単位),236 検索用\_被保険者証記号\_全角,237 検索用\_被保険者証番号\_全角,238 検索用\_被保険者証記号\_半角,239 検索用\_被保険者証番号\_半角,240 都道府県点検用番号,241 枝番,242 在留資格,243 在留期限日,244 資格確認書等発行情報,

○資格個人管理履歴(TSA10\_KJNRRK)

245 市町村保険者番号,246 市町村世帯管理番号,247 市町村世帯管理番号\_枝番,248 資格世帯履歴番号,249 市町村個人管理番号,250 市町村個人管理番号\_枝番,251 データ区分,252 被保険者証記号\_全角,253 被保険者証番号\_全角,254 被保険者証記号\_半角,255 被保険者証番号\_半角,256 世帯番号,257 宛名番号,258 市町村被保険者 ID,259 行政区保険者番号,260 旧市町村保険者番号,261 旧市町村世帯管理番号,262 旧市町村個人管理番号,263 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者変更日,264 市町村合併・旧番号情報\_旧市町村保険者番号,265 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_全角,266 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_全角,267 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号\_半角,268 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号\_半角,269 市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,270 市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号,271 市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,272 市町村合併・旧番号情報\_旧宛名番号有効日,273 市町村合併・旧番号情報\_旧行政区保険者番号,274 基本情報\_氏名(カナ),275 基本情報\_氏名(漢字),276 基本情報\_通称名(カナ),277 基本情報\_通称名(漢字),278 基本情報\_本名通称名区分コード,279 基本情報\_氏名(カナ)文字数・未登録外字有無,280 基本情報\_氏名(漢字)文字数・未登録外字有無,281 基本情報\_通称名(カナ)文字数・未登録外字有無,282 基本情報\_通称名(漢字)文字数・未登録外字有無,283 基本情報\_生年月日,284 基本情報\_性別,285 基本情報\_続柄,286 基本情報\_氏名(カナ)(発送用),287 基本情報\_氏名(漢字)(発送用),288 基本情報\_氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無,289

基本情報\_氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無,290 基本情報\_郵便番号(発送用),291 基本情報\_住所(発送用),292 基本情報\_番地(発送用),293 基本情報\_方書(発送用),294 基本情報\_電話番号(発送用),295 基本情報\_住所(発送用)文字数・未登録外字有無,296 基本情報\_方書(発送用)文字数・未登録外字有無,297 基本情報\_住基転入前コード,298 基本情報\_住基転出先コード,299 基本情報\_住登外フラグ,300 基本情報\_性別抑止フラグ,301 基本情報\_送付物抑止フラグ(個人単位),302 検索用\_被保険者証記号\_全角,303 検索用\_被保険者証番号\_全角,304 検索用\_被保険者証記号\_半角,305 検索用\_被保険者証番号\_半角,306 都道府県点検用番号,307 枝番,308 在留資格,309 在留期限日,

○資格得喪管理(TSA11\_TKSU)

310 市町村保険者番号,311 市町村世帯管理番号,312 市町村世帯管理番号\_枝番,313 市町村個人管理番号,314 市町村個人管理番号\_枝番,315 履歴番号,316 データ区分,317 被保険者証記号\_全角,318 被保険者証番号\_全角,319 被保険者証記号\_半角,320 被保険者証番号\_半角,321 世帯番号,322 宛名番号,323 資格得喪履歴\_国保適用開始届出日,324 資格得喪履歴\_国保適用開始年月日,325 資格得喪履歴\_国保適用開始事由,326 資格得喪履歴\_国保適用終了届出日,327 資格得喪履歴\_国保適用終了年月日,328 資格得喪履歴\_国保適用終了事由,329 資格得喪履歴\_国保適用変更届出日,330 資格得喪履歴\_国保適用変更年月日,331 資格得喪履歴\_国保適用変更事由,332 資格得喪履歴\_国保資格取得届出日,333 資格得喪履歴\_国保資格取得年月日,334 資格得喪履歴\_国保資格取得事由,335 資格得喪履歴\_国保資格喪失届出日,336 資格得喪履歴\_国保資格喪失年月日,337 資格得喪履歴\_国保資格喪失事由,338 資格得喪履歴\_保険証回収日,339 資格得喪履歴\_保険証回収事由,340 資格得喪履歴\_給付開始年月日,341 資格得喪履歴\_給付終了年月日,342 資格得喪履歴\_制度,343 資格得喪履歴\_退職本人コード,344 資格得喪履歴\_本人との続柄,

○資格得喪管理履歴(TSA12\_TKSURRK)

345 市町村保険者番号,346 市町村世帯管理番号,347 市町村世帯管理番号\_枝番,348 資格世帯履歴番号,349 市町村個人管理番号,350 市町村個人管理番号\_枝番,351 履歴番号,352 データ区分,353 被保険者証記号\_全角,354 被保険者証番号\_全角,355 被保険者証記号\_半角,356 被保険者証番号\_半角,357 世帯番号,358 宛名番号,359 資格得喪履歴\_国保適用開始届出日,360 資格得喪履歴\_国保適用開始年月日,361 資格得喪履歴\_国保適用開始事由,362 資格得喪履歴\_国保適用終了届出日,363 資格得喪履歴\_国保適用終了年月日,364 資格得喪履歴\_国保適用終了事由,365 資格得喪履歴\_国保適用変更届出日,366 資格得喪履歴\_国保適用変更年月日,367 資格得喪履歴\_国保適用変更事由,368 資格得喪履歴\_国保資格取得届出日,369 資格得喪履歴\_国保資格取得年月日,370 資格得喪履歴\_国保資格取得事由,371 資格得喪履歴\_国保資格喪失届出日,372 資格得喪履歴\_国保資格喪失年月日,373 資格得喪履歴\_国保資格喪失事由,374 資格得喪履歴\_保険証回収日,375 資格得喪履歴\_保険証回収事由,376 資格得喪履歴\_給付開始年月日,377 資格得喪履歴\_給付終了年月日,378 資格得喪履歴\_制度,379 資格得喪履歴\_退職本人コード,380 資格得喪履歴\_本人との続柄,

○資格得喪退職管理(TSA13\_TKSUTISHK)

381 市町村保険者番号,382 市町村世帯管理番号,383 市町村世帯管理番号\_枝番,384 市町村個人管理番号,385 市町村個人管理番号\_枝番,386 履歴番号,387 データ区分,388 被保険者証記号\_全角,389 被保険者証番号\_全角,390 被保険者証記号\_半角,391 被保険者証番号\_半角,392 世帯番号,393 宛名番号,394 資格得喪履歴\_国保適用開始届出日,395 資格得喪履歴\_国保適用開始年月日,396 資格得喪履歴\_国保適用開始事由,397 資格得喪履歴\_国保適用終了届出日,398 資格得喪履歴\_国保適用終了年月日,399 資格得喪履歴\_国保適用終了事由,400 資格得喪履歴\_国保適用変更届出日,401 資格得喪履歴\_国保適用変更年月日,402 資格得喪履歴\_国保適用変更事由,403 資格得喪履歴\_国保資格取得届出日,404 資格得喪履歴\_国保資格取得年月日,405 資格得喪履歴\_国保資格取得事由,406 資格得喪履歴\_国保資格喪失届出日,407 資格得喪履歴\_国保資格喪失年月日,408 資格得喪履歴\_国保資格喪失事由,409 資格得喪履歴\_保険証回収日,410 資格得喪履歴\_保険証回収事由,411 資格得喪履歴\_給付開始年月日,412 資格得喪履歴\_給付終了年月日,413 資格得喪履歴\_制度,414 資格得喪履歴\_退職本人コード,415 資格得喪履歴\_本人との続柄,

○資格得喪退職管理履歴(TSA14\_TKSUTISHKRRK)

416 市町村保険者番号,417 市町村世帯管理番号,418 市町村世帯管理番号\_枝番,419 資格世帯履歴番号,420 市町村個人管理番号,421 市町村個人管理番号\_枝番,422 履歴番号,423 データ区分,424 被保険者証記号\_全角,425 被保険者証番号\_全角,426 被保険者証記号\_半角,427 被保険者証番号\_半角,428 世帯番号,429 宛名番号,430 資格得喪履歴\_国保適用開始届出日,431 資格得喪履歴\_国保適用開始年月日,432 資格得喪履歴\_国保適用開始事由,433 資格得喪履歴\_国保適用終了届出日,434 資格得喪履歴\_国保適用終了年月日,435 資格得喪履歴\_国保適用終了事由,436 資格得喪履歴\_国保適用変更届出日,437 資格得喪履歴\_国保適用変更年月日,438 資格得喪履歴\_国保適用変更事由,439 資格得喪履歴\_国保資格取得届出日,440 資格得喪履歴\_国保資格取得年月日,441 資格得喪履歴\_国保資格取得事由,442 資格得喪履歴\_国保資格喪失届出日,443 資格得喪履歴\_国保資格喪失年月日,444 資格得喪履歴\_国保資格喪失事由,445 資格得喪履歴\_保険証回収日,446 資格得喪履歴\_保険証回収事由

由,447 資格得喪履歴\_給付開始年月日,448 資格得喪履歴\_給付終了年月日,449 資格得喪履歴\_制度,450 資格得喪履歴\_退職本人コード,451 資格得喪履歴\_本人との続柄,

○資格個人異動管理(TSA15\_KJNIDU)

452 市町村保険者番号,453 市町村世帯管理番号,454 市町村世帯管理番号\_枝番,455 市町村個人管理番号,456 市町村個人管理番号\_枝番,457 履歴番号,458 データ区分,459 被保険者証記号\_全角,460 被保険者証番号\_全角,461 被保険者証記号\_半角,462 被保険者証番号\_半角,463 世帯番号,464 宛名番号,465 個人異動履歴\_異動届出日,466 個人異動履歴\_異動年月日,467 個人異動履歴\_異動事由,468 個人異動履歴\_学遠該当,469 個人異動履歴\_施設入所区分,470 個人異動履歴\_住居地市町村保険者番号,471 個人異動履歴\_原爆区分,472 引継対象被保険者,

○資格個人異動管理履歴(TSA16\_KJNIDURRK)

473 市町村保険者番号,474 市町村世帯管理番号,475 市町村世帯管理番号\_枝番,476 資格世帯履歴番号,477 市町村個人管理番号,478 市町村個人管理番号\_枝番,479 履歴番号,480 データ区分,481 被保険者証記号\_全角,482 被保険者証番号\_全角,483 被保険者証記号\_半角,484 被保険者証番号\_半角,485 世帯番号,486 宛名番号,487 個人異動履歴\_異動届出日,488 個人異動履歴\_異動年月日,489 個人異動履歴\_異動事由,490 個人異動履歴\_学遠該当,491 個人異動履歴\_施設入所区分,492 個人異動履歴\_住居地市町村保険者番号,493 個人異動履歴\_原爆区分,494 引継対象被保険者,

○被保証等管理(TSA17\_HHKNSHSHUTU)

495 市町村保険者番号,496 市町村世帯管理番号,497 市町村世帯管理番号\_枝番,498 市町村個人管理番号,499 市町村個人管理番号\_枝番,500 履歴番号,501 データ区分,502 被保険者証記号\_全角,503 被保険者証番号\_全角,504 被保険者証記号\_半角,505 被保険者証番号\_半角,506 世帯番号,507 宛名番号,508 被保証等履歴\_証区分,509 被保証等履歴\_交付年月日,510 被保証等履歴\_有効期限,511 被保証等履歴\_適用年月日,512 被保証等履歴\_回収日,513 被保証等履歴\_回収事由,

○被保証等管理履歴(TSA18\_HHKNSHSHUTURRK)

514 市町村保険者番号,515 市町村世帯管理番号,516 市町村世帯管理番号\_枝番,517 資格世帯履歴番号,518 市町村個人管理番号,519 市町村個人管理番号\_枝番,520 履歴番号,521 データ区分,522 被保険者証記号\_全角,523 被保険者証番号\_全角,524 被保険者証記号\_半角,525 被保険者証番号\_半角,526 世帯番号,527 宛名番号,528 被保証等履歴\_証区分,529 被保証等履歴\_交付年月日,530 被保証等履歴\_有効期限,531 被保証等履歴\_適用年月日,532 被保証等履歴\_回収日,533 被保証等履歴\_回収事由,

○高齢受給者証管理(TSA19\_KURISHU)

534 市町村保険者番号,535 市町村世帯管理番号,536 市町村世帯管理番号\_枝番,537 市町村個人管理番号,538 市町村個人管理番号\_枝番,539 履歴番号,540 データ区分,541 被保険者証記号\_全角,542 被保険者証番号\_全角,543 被保険者証記号\_半角,544 被保険者証番号\_半角,545 世帯番号,546 宛名番号,547 高齢受給者証履歴\_交付年月日,548 高齢受給者証履歴\_有効期限,549 高齢受給者証履歴\_発効期日,550 高齢受給者証履歴\_一部負担金割合,551 高齢受給者証履歴\_回収日,552 高齢受給者証履歴\_回収事由,

○高齢受給者証管理履歴(TSA20\_KURISHURRK)

553 市町村保険者番号,554 市町村世帯管理番号,555 市町村世帯管理番号\_枝番,556 資格世帯履歴番号,557 市町村個人管理番号,558 市町村個人管理番号\_枝番,559 履歴番号,560 データ区分,561 被保険者証記号\_全角,562 被保険者証番号\_全角,563 被保険者証記号\_半角,564 被保険者証番号\_半角,565 世帯番号,566 宛名番号,567 高齢受給者証履歴\_交付年月日,568 高齢受給者証履歴\_有効期限,569 高齢受給者証履歴\_発効期日,570 高齢受給者証履歴\_一部負担金割合,571 高齢受給者証履歴\_回収日,572 高齢受給者証履歴\_回収事由,

○各種証管理(TSA21\_KKSHSHU)

573 市町村保険者番号,574 市町村世帯管理番号,575 市町村世帯管理番号\_枝番,576 市町村個人管理番号,577 市町村個人管理番号\_枝番,578 履歴番号,579 データ区分,580 被保険者証記号\_全角,581 被保険者証番号\_全角,582 被保険者証記号\_半角,583 被保険者証番号\_半角,584 世帯番号,585 宛名番号,586 各種証履歴\_証区分,587 各種証履歴\_交付年月日,588 各種証履歴\_有効期限,589 各種証履歴\_発効期日,590 各種証履歴\_回収日,591 各種証履歴\_回収事由,592 各種証履歴\_限度額適用区分,593 各種証履歴\_長期入院該当年月日,594 各種証履歴\_自己負担限度額,595 各種証履歴\_認定疾病名コード,596 各種証履歴\_減免等証明(証明区分),597 各種証履歴\_減免等証明(割合),598 各種証履歴\_減免等証明(開始年月日),599 各種証履歴\_減免等証明(終了年月日),

○各種証管理履歴(TSA22\_KKSHSHURRK)

600 市町村保険者番号,601 市町村世帯管理番号,602 市町村世帯管理番号\_枝番,603 資格世帯履歴番号,604 市町村個人管理番号,605 市町村個人管理番号\_枝番,606 履歴番号,607 データ区分,608 被保険者証記号\_全角,609 被保険者証番号\_全角,610 被保険者証記号\_半角,611 被保険者証番号\_半角,612 世帯番号,613 宛名番号,614 各種証履歴\_証区分,615 各種証履歴\_交付年月日,616 各種証履歴\_有効期限,617 各種証履歴\_発効期日,618 各種証

履歴\_回収日,619 各種証履歴\_回収事由,620 各種証履歴\_限度額適用区分,621 各種証履歴\_長期入院該当年月日,622 各種証履歴\_自己負担限度額,623 各種証履歴\_認定疾病名コード,624 各種証履歴\_減免等証明(証明区分),625 各種証履歴\_減免等証明(割合),626 各種証履歴\_減免等証明(開始年月日),627 各種証履歴\_減免等証明(終了年月日),

○世帯所得区分情報管理(TSA23\_STISHTKKBN)

628 市町村保険者番号,629 市町村世帯管理番号,630 年度,631 被保険者証記号\_全角,632 被保険者証番号\_全角,633 被保険者証記号\_半角,634 被保険者証番号\_半角,635 世帯番号,636 所得区分,637 高齢所得区分,638 次期国保総合システム連携済フラグ,

○世帯所得区分情報管理履歴(TSA24\_STISHTKKBNRRK)

639 市町村保険者番号,640 市町村世帯管理番号,641 年度,642 世帯所得区分履歴番号,643 被保険者証記号\_全角,644 被保険者証番号\_全角,645 被保険者証記号\_半角,646 被保険者証番号\_半角,647 世帯番号,648 所得区分,649 高齢所得区分,650 次期国保総合システム連携済フラグ,

○国保資格得喪管理(市町村)(TSA25\_KKHTKSUSHCHUSN)

651 市町村保険者番号,652 市町村被保険者 ID,653 履歴番号,654 市町村世帯管理番号,655 市町村世帯管理番号\_枝番,656 市町村個人管理番号,657 市町村個人管理番号\_枝番,658 資格得喪管理履歴番号,659 資格得喪管理開始履歴番号,660 資格得喪管理終了履歴番号,661 都道府県被保険者 ID,662 住基転入前コード,663 住基転出先コード,664 転入前市町村保険者番号,665 転出先市町村保険者番号,666 引継処理状態管理フラグ,667 連携フラグ,668 国保適用開始届出日,669 国保適用開始年月日,670 国保適用開始事由,671 国保適用終了届出日,672 国保適用終了年月日,673 国保適用終了事由,674 学遠住特喪失フラグ,675 市町村内引継資格取得届出日,676 市町村内引継資格取得年月日,677 市町村内引継資格取得事由,678 市町村内引継開始フラグ,679 市町村内引継資格喪失届出日,680 市町村内引継資格喪失年月日,681 市町村内引継資格喪失事由,682 市町村内引継終了フラグ,683 国保資格取得届出日,684 国保資格取得年月日,685 国保資格取得事由,686 引継開始フラグ,687 国保資格喪失届出日,688 国保資格喪失年月日,689 国保資格喪失事由,690 引継終了フラグ,691 引継結果フラグ,692 転入前未連携フラグ,693 転出先未連携フラグ,694 引継処理年月日,

○国保資格得喪管理(都道府県)(TSA26\_KKHTKSUTDFKN)

695 都道府県被保険者 ID,696 履歴番号,697 市町村保険者番号,698 市町村被保険者 ID,699 国保資格得喪管理(市町村)履歴番号,700 住基転入前コード,701 住基転出先コード,702 転入前市町村保険者番号,703 転出先市町村保険者番号,704 市町村内引継資格取得届出日,705 市町村内引継資格取得年月日,706 市町村内引継資格取得事由,707 市町村内引継開始フラグ,708 市町村内引継資格喪失届出日,709 市町村内引継資格喪失年月日,710 市町村内引継資格喪失事由,711 市町村内引継終了フラグ,712 学遠住特喪失フラグ,713 国保資格取得届出日,714 国保資格取得年月日,715 国保資格取得事由,716 引継開始フラグ,717 国保資格喪失届出日,718 国保資格喪失年月日,719 国保資格喪失事由,720 引継終了フラグ,721 引継結果フラグ,722 転入前未連携フラグ,723 転出先未連携フラグ,724 引継処理年月日,725 取得連携フラグ,726 喪失連携フラグ,

○継続候補世帯リスト管理(TSA27\_KIZKKUHSTI)

727 市町村保険者番号,728 市町村世帯管理番号,729 履歴番号,730 継続候補世帯連番,731 国保適用終了世帯市町村保険者番号,732 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,733 継続世帯状態フラグ,734 判定補助フラグ,735 世帯構成員抽出基準年月日,736 国保適用終了世帯構成員抽出基準年月日,737 国保適用開始世帯国保適用開始年月日,738 国保適用開始世帯国保適用開始事由,739 国保適用終了世帯国保適用終了年月日,740 国保適用終了世帯国保適用終了事由,741 被保険者証記号\_全角,742 被保険者証番号\_全角,743 被保険者証記号\_半角,744 被保険者証番号\_半角,745 世帯番号,746 世帯主変更区分,747 国保適用終了世帯被保険者証記号\_全角,748 国保適用終了世帯被保険者証番号\_全角,749 国保適用終了世帯被保険者証記号\_半角,750 国保適用終了世帯被保険者証番号\_半角,751 国保適用終了世帯世帯番号,752 国保適用開始世帯処理年月日,753 国保適用開始世帯市町村世帯管理番号\_枝番,754 国保適用開始世帯異動履歴番号,755 国保適用終了世帯処理年月日,756 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号\_枝番,757 検索用\_被保険者証記号\_全角,758 検索用\_被保険者証番号\_全角,759 検索用\_被保険者証記号\_半角,760 検索用\_被保険者証番号\_半角,

○継続候補世帯構成員リスト管理(国保適用開始世帯)(TSA28\_KIZKKUHSTIST)

761 市町村保険者番号,762 市町村世帯管理番号,763 継続候補世帯リスト履歴番号,764 市町村個人管理番号,765 世帯構成員抽出基準年月日,766 被保険者証記号\_全角,767 被保険者証番号\_全角,768 被保険者証記号\_半角,769 被保険者証番号\_半角,770 世帯番号,771 宛名番号,772 氏名(カナ),773 氏名(漢字),774 通称名(カナ),775 通称名(漢字),776 本名通称名区分コード,777 生年月日,778 性別,779 続柄,780 国保適用開始年月日,781 国保適用開始届出日,782 国保適用開始事由,783 国保適用終了年月日,784 国保適用終了届出日,785 国保適用終了事由,

○継続候補世帯構成員リスト管理(国保適用終了世帯)(TSA29\_KIZKKUHSTIEND)

786 市町村保険者番号,787 市町村世帯管理番号,788 継続候補世帯リスト履歴番号,789 継続候補世帯連番,790 市町村個人管理番号,791 国保適用終了世帯市町村保険者番号,792 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,793 国保適用終了世帯構成員抽出基準年月日,794 被保険者証記号\_全角,795 被保険者証番号\_全角,796 被保険者証記号\_半角,797 被保険者証番号\_半角,798 世帯番号,799 宛名番号,800 氏名(カナ),801 氏名(漢字),802 通称名(カナ),803 通称名(漢字),804 本名通称名区分コード,805 生年月日,806 性別,807 続柄,808 国保適用開始年月日,809 国保適用開始届出日,810 国保適用開始事由,811 国保適用終了年月日,812 国保適用終了届出日,813 国保適用終了事由,814 継続判定対象フラグ,  
○継続世帯管理(TSA30\_KIZKSTI)  
815 市町村保険者番号,816 市町村世帯管理番号,817 継続候補世帯リスト履歴番号,818 履歴番号,819 世帯継続開始年月日,820 世帯継続判定年月日,821 世帯継続フラグ,822 高額該当情報作成済フラグ,823 リスト出力対象フラグ,824 継続候補世帯連番,825 国保適用終了世帯市町村保険者番号,826 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,827 国保適用開始世帯国保適用開始年月日,828 国保適用開始世帯国保適用開始事由,829 国保適用終了世帯国保適用終了年月日,830 国保適用終了世帯国保適用終了事由,831 世帯番号,832 世帯主変更区分,833 世帯構成員抽出基準年月日,834 国保適用終了世帯構成員抽出基準年月日,835 確定フラグ,836 最新判定フラグ,  
○限度額特例対象世帯情報管理(TSA31\_GNDGKTKRISTI)  
837 市町村保険者番号,838 市町村世帯管理番号,839 該当年度,840 被保険者証記号\_全角,841 被保険者証番号\_全角,842 被保険者証記号\_半角,843 被保険者証番号\_半角,844 世帯番号,845 限度額特例対象世帯フラグ,846 世帯主氏名\_カナ,847 世帯主氏名\_漢字,  
○限度額特例対象世帯情報管理履歴(TSA32\_GNDGKTKRISTIRRK)  
848 市町村保険者番号,849 市町村世帯管理番号,850 該当年度,851 履歴番号,852 被保険者証記号\_全角,853 被保険者証番号\_全角,854 被保険者証記号\_半角,855 被保険者証番号\_半角,856 世帯番号,857 限度額特例対象世帯フラグ,858 世帯主氏名\_カナ,859 世帯主氏名\_漢字,  
○75歳到達時特例対象者情報管理(TSA35\_A75TKRITISHU)  
860 市町村保険者番号,861 市町村世帯管理番号,862 市町村個人管理番号,863 対象年月,864 被保険者証記号\_全角,865 被保険者証番号\_全角,866 被保険者証記号\_半角,867 被保険者証番号\_半角,868 世帯番号,869 宛名番号,870 氏名(カナ),871 氏名(漢字),872 生年月日,873 市町村被保険者 ID,874 転居市町村保険者番号,875 転居市町村国保適用開始終了年月日,876 転居市町村国保適用開始終了事由,877 転居月 75歳到達時特例対象者フラグ,878 転居月 75歳到達時特例対象者区分,  
○75歳到達時特例対象者情報管理履歴(TSA36\_A75TKRITISHURRK)  
879 市町村保険者番号,880 市町村世帯管理番号,881 市町村個人管理番号,882 対象年月,883 履歴番号,884 被保険者証記号\_全角,885 被保険者証番号\_全角,886 被保険者証記号\_半角,887 被保険者証番号\_半角,888 世帯番号,889 宛名番号,890 氏名(カナ),891 氏名(漢字),892 生年月日,893 市町村被保険者 ID,894 転居市町村保険者番号,895 転居市町村国保適用開始終了年月日,896 転居市町村国保適用開始終了事由,897 転居月 75歳到達時特例対象者フラグ,898 転居月 75歳到達時特例対象者区分,  
○継続候補世帯旧番号情報管理(TSA37\_KIZKKUHSTIKYU)  
899 市町村保険者番号,900 市町村世帯管理番号,901 履歴番号,902 国保適用終了世帯市町村保険者番号,903 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,904 国保適用開始世帯国保適用開始年月日,905 旧番号情報設定有無(最新)フラグ,906 旧番号情報設定有無フラグ,907 旧データ設定有無(最新)フラグ,908 旧データ設定有無フラグ,  
○国保資格得喪管理(同日得喪)(TSA38\_KKHTKSUDUJTTSU)  
909 市町村保険者番号,910 市町村世帯管理番号,911 市町村世帯管理番号\_枝番,912 市町村個人管理番号,913 市町村個人管理番号\_枝番,914 資格得喪管理履歴番号,915 資格得喪管理開始履歴番号,916 資格得喪管理終了履歴番号,917 市町村被保険者 ID,918 都道府県被保険者 ID,919 住基転入前コード,920 住基転出先コード,921 転入前市町村保険者番号,922 転出先市町村保険者番号,923 国保適用開始届出日,924 国保適用開始年月日,925 国保適用開始事由,926 国保適用終了届出日,927 国保適用終了年月日,928 国保適用終了事由,929 学遠住特喪失フラグ,930 処理済フラグ,931 連携フラグ,932 同日得喪引継処理対象外フラグ,  
○高額該当情報管理(TSA39\_KUGK)  
933 市町村保険者番号,934 市町村世帯管理番号,935 年度,936 高額連携元区分,937 被保険者証記号\_全角,938 被保険者証番号\_全角,939 被保険者証記号\_半角,940 被保険者証番号\_半角,941 世帯番号,942 高額該当区分,  
○高額該当情報管理履歴(TSA40\_KUGKRRK)  
943 市町村保険者番号,944 市町村世帯管理番号,945 年度,946 履歴番号,947 高額連携元区分,948 被保険者証記号\_全角,949 被保険者証番号\_全角,950 被保険者証記号\_半角,951 被保険者証番号\_半角,952 世帯番号,953 高額該当区分,  
○継続世帯高額該当情報管理(TSA41\_KIZKSTIKUGK)

954 市町村保険者番号,955 市町村世帯管理番号,956 年度,957 高額連携元区分,958 高額該当区分,  
○高額該当引継情報管理(TSA42\_KUGKHKTSG)  
959 市町村保険者番号,960 市町村世帯管理番号,961 年度,962 高額連携先区分,963 被保険者証記号\_全角,964 被保険者証番号\_全角,965 被保険者証記号\_半角,966 被保険者証番号\_半角,967 世帯番号,968 高額該当区分,969 検索用\_被保険者証記号\_全角,970 検索用\_被保険者証番号\_全角,971 検索用\_被保険者証記号\_半角,972 検索用\_被保険者証番号\_半角,  
○高額該当引継情報管理履歴(TSA43\_KUGKHKTSGRRK)  
973 市町村保険者番号,974 市町村世帯管理番号,975 年度,976 履歴番号,977 高額連携先区分,978 被保険者証記号\_全角,979 被保険者証番号\_全角,980 被保険者証記号\_半角,981 被保険者証番号\_半角,982 世帯番号,983 高額該当区分,984 検索用\_被保険者証記号\_全角,985 検索用\_被保険者証番号\_全角,986 検索用\_被保険者証記号\_半角,987 検索用\_被保険者証番号\_半角,  
○継続候補世帯リスト管理履歴(TSA44\_KIZKKUHSTIRRK)  
988 市町村保険者番号,989 市町村世帯管理番号,990 履歴番号,991 履歴番号連番,992 継続候補世帯連番,993 国保適用終了世帯市町村保険者番号,994 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,995 継続世帯状態フラグ,996 判定補助フラグ,997 世帯継続フラグ,998 確定フラグ,999 世帯構成員抽出基準年月日,1000 国保適用終了世帯構成員抽出基準年月日,1001 国保適用開始世帯国保適用開始年月日,1002 国保適用開始世帯国保適用開始事由,1003 国保適用終了世帯国保適用終了年月日,1004 国保適用終了世帯国保適用終了事由,1005 被保険者証記号\_全角,1006 被保険者証番号\_全角,1007 被保険者証記号\_半角,1008 被保険者証番号\_半角,1009 世帯番号,1010 世帯主変更区分,1011 国保適用終了世帯被保険者証記号\_全角,1012 国保適用終了世帯被保険者証番号\_全角,1013 国保適用終了世帯被保険者証記号\_半角,1014 国保適用終了世帯被保険者証番号\_半角,1015 国保適用終了世帯世帯番号,1016 国保適用開始世帯処理年月日,1017 国保適用開始世帯市町村世帯管理番号\_枝番,1018 国保適用開始世帯異動履歴番号,1019 国保適用終了世帯処理年月日,1020 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号\_枝番,1021 検索用\_被保険者証記号\_全角,1022 検索用\_被保険者証番号\_全角,1023 検索用\_被保険者証記号\_半角,1024 検索用\_被保険者証番号\_半角,  
○継続候補世帯構成員リスト管理履歴(国保適用開始世帯)(TSA45\_KIZKKUHSTISTRK)  
1025 市町村保険者番号,1026 市町村世帯管理番号,1027 継続候補世帯リスト履歴番号,1028 履歴番号,1029 市町村個人管理番号,1030 世帯構成員抽出基準年月日,1031 被保険者証記号\_全角,1032 被保険者証番号\_全角,1033 被保険者証記号\_半角,1034 被保険者証番号\_半角,1035 世帯番号,1036 宛名番号,1037 氏名(カナ),1038 氏名(漢字),1039 通称名(カナ),1040 通称名(漢字),1041 本名通称名区分コード,1042 生年月日,1043 性別,1044 続柄,1045 国保適用開始年月日,1046 国保適用開始届出日,1047 国保適用開始事由,1048 国保適用終了年月日,1049 国保適用終了届出日,1050 国保適用終了事由,  
○継続候補世帯構成員リスト管理履歴(国保適用終了世帯)(TSA46\_KIZKKUHSTIEDRRK)  
1051 市町村保険者番号,1052 市町村世帯管理番号,1053 継続候補世帯リスト履歴番号,1054 履歴番号,1055 継続候補世帯連番,1056 市町村個人管理番号,1057 国保適用終了世帯市町村保険者番号,1058 国保適用終了世帯市町村世帯管理番号,1059 国保適用終了世帯構成員抽出基準年月日,1060 被保険者証記号\_全角,1061 被保険者証番号\_全角,1062 被保険者証記号\_半角,1063 被保険者証番号\_半角,1064 世帯番号,1065 宛名番号,1066 氏名(カナ),1067 氏名(漢字),1068 通称名(カナ),1069 通称名(漢字),1070 本名通称名区分コード,1071 生年月日,1072 性別,1073 続柄,1074 国保適用開始年月日,1075 国保適用開始届出日,1076 国保適用開始事由,1077 国保適用終了年月日,1078 国保適用終了届出日,1079 国保適用終了事由,1080 継続判定対象フラグ,  
○資格世帯管理ワーク(TSA47\_STIWK)  
1081 市町村保険者番号,1082 市町村世帯管理番号,1083 ファイル作成年月日,1084 データ行番号,1085 ファイル識別情報,1086 データ区分,1087 最新世帯\_国保適用開始年月日,1088 最新世帯\_国保適用終了年月日,1089 旧市町村保険者番号,1090 旧市町村世帯管理番号,1091 旧番号有効日,  
○資格個人管理ワーク(TSA48\_KJNWK)  
1092 市町村保険者番号,1093 市町村世帯管理番号,1094 市町村個人管理番号,1095 ファイル作成年月日,1096 データ行番号,1097 ファイル識別情報,1098 データ区分,1099 最新個人\_国保適用開始年月日,1100 最新個人\_国保適用終了年月日,1101 旧市町村保険者番号,1102 旧市町村世帯管理番号,1103 旧市町村個人管理番号,1104 旧番号有効日,1105 基本情報\_生年月日,1106 基本情報\_性別,  
○第三者行為求償情報管理(TSA49\_DI3SHKYUSYU)  
1107 市町村保険者番号,1108 市町村被保険者 ID,1109 求償期間管理番号,1110 被保険者証記号(国保),1111 被保険者証番号(国保),1112 世帯番号,1113 宛名番号,1114 行政区保険者番号,1115 求償期間開始年月日,1116 求償期間終了年月日,1117 求償区分,1118 削除区分,1119 市町村世帯管理番号,1120 市町村世帯管理番号\_枝番,1121 市町村個人管理番号,1122 市町村個人管理番号\_枝番,

○第三者行為求償情報管理履歴(TSA50\_DI3SHKYUSYURRK)

1123 市町村保険者番号,1124 市町村被保険者 ID,1125 求償期間管理番号,1126 履歴番号,1127 被保険者証記号(国保),1128 被保険者証番号(国保),1129 世帯番号,1130 宛名番号,1131 行政区保険者番号,1132 求償期間開始年月日,1133 求償期間終了年月日,1134 求償区分,1135 削除区分,1136 市町村世帯管理番号,1137 市町村世帯管理番号\_枝番,1138 市町村個人管理番号,1139 市町村個人管理番号\_枝番,

○都道府県点検用番号管理(TSA53\_TDFKNTNKNYUBNG)

1140 都道府県点検用番号,1141 履歴番号,1142 都道府県被保険者 ID,

○資格個人管理(加入者情報)(TSA54\_KJNKNYUSH)

1143 市町村保険者番号,1144 市町村世帯管理番号,1145 市町村世帯管理番号\_枝番,1146 市町村個人管理番号,1147 市町村個人管理番号\_枝番,1148 データ区分,1149 被保険者証記号\_全角,1150 被保険者証番号\_全角,1151 被保険者証記号\_半角,1152 被保険者証番号\_半角,1153 世帯番号,1154 宛名番号,1155 行政区保険者番号,1156 枝番,1157 加入者情報\_被保険者証記号(券面記載),1158 加入者情報\_被保険者証番号(券面記載),1159 加入者情報\_氏名(漢字)(券面記載),1160 加入者情報\_氏名(カナ)(券面記載),1161 加入者情報\_氏名(漢字)(その他),1162 加入者情報\_氏名(カナ)(その他),1163 加入者情報\_氏名(漢字)(券面記載)文字数・未登録外字有無,1164 加入者情報\_氏名(カナ)(券面記載)文字数・未登録外字有無,1165 加入者情報\_氏名(漢字)(その他)文字数・未登録外字有無,1166 加入者情報\_氏名(カナ)(その他)文字数・未登録外字有無,1167 加入者情報\_性別裏面フラグ,1168 加入者情報\_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ,1169 検索用\_被保険者証記号\_全角,1170 検索用\_被保険者証番号\_全角,1171 検索用\_被保険者証記号\_半角,1172 検索用\_被保険者証番号\_半角,

○資格個人管理(加入者情報)履歴(TSA55\_KJNKNYUSHRRK)

1173 市町村保険者番号,1174 市町村世帯管理番号,1175 市町村世帯管理番号\_枝番,1176 資格世帯履歴番号,1177 市町村個人管理番号,1178 市町村個人管理番号\_枝番,1179 データ区分,1180 被保険者証記号\_全角,1181 被保険者証番号\_全角,1182 被保険者証記号\_半角,1183 被保険者証番号\_半角,1184 世帯番号,1185 宛名番号,1186 行政区保険者番号,1187 枝番,1188 加入者情報\_被保険者証記号(券面記載),1189 加入者情報\_被保険者証番号(券面記載),1190 加入者情報\_氏名(漢字)(券面記載),1191 加入者情報\_氏名(カナ)(券面記載),1192 加入者情報\_氏名(漢字)(その他),1193 加入者情報\_氏名(カナ)(その他),1194 加入者情報\_氏名(漢字)(券面記載)文字数・未登録外字有無,1195 加入者情報\_氏名(カナ)(券面記載)文字数・未登録外字有無,1196 加入者情報\_氏名(漢字)(その他)文字数・未登録外字有無,1197 加入者情報\_氏名(カナ)(その他)文字数・未登録外字有無,1198 加入者情報\_性別裏面フラグ,1199 加入者情報\_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ,1200 検索用\_被保険者証記号\_全角,1201 検索用\_被保険者証番号\_全角,1202 検索用\_被保険者証記号\_半角,1203 検索用\_被保険者証番号\_半角,

○各種証管理 2(TSA56\_KKSHSHU2)

1204 市町村保険者番号,1205 市町村世帯管理番号,1206 市町村世帯管理番号\_枝番,1207 市町村個人管理番号,1208 市町村個人管理番号\_枝番,1209 履歴番号,1210 データ区分,1211 被保険者証記号\_全角,1212 被保険者証番号\_全角,1213 被保険者証記号\_半角,1214 被保険者証番号\_半角,1215 世帯番号,1216 宛名番号,1217 各種証履歴 2\_有効終了年月日,

○各種証管理 2 履歴(TSA57\_KKSHSHU2RRK)

1218 市町村保険者番号,1219 市町村世帯管理番号,1220 市町村世帯管理番号\_枝番,1221 資格世帯履歴番号,1222 市町村個人管理番号,1223 市町村個人管理番号\_枝番,1224 履歴番号,1225 データ区分,1226 被保険者証記号\_全角,1227 被保険者証番号\_全角,1228 被保険者証記号\_半角,1229 被保険者証番号\_半角,1230 世帯番号,1231 宛名番号,1232 各種証履歴 2\_有効終了年月日,

○加入者通番管理(TSA58\_KNYSTSUBN)

1233 保険者コード,1234 加入者通番,1235 履歴番号,1236 個人番号(マイナンバー),1237 被保険者枝番,1238 有効フラグ,

○加入者通番個人管理番号管理(TSA59\_KNYSTSUBNKJN)

1239 保険者コード,1240 加入者通番,1241 履歴番号,1242 市町村保険者番号,1243 市町村個人管理番号,

○加入者情報管理(システム基本情報)(TSA60\_KNYSKHNSTM)

1244 保険者コード,1245 加入者通番,1246 レコード識別番号,1247 加入者処理種別コード,1248 被保険者枝番,1249 個人番号(マイナンバー),1250 更新後個人番号,1251 加入者情報作成済フラグ,1252 中間サーバー登録状況,1253 受付番号,1254 登録依頼日付,1255 削除依頼フラグ,1256 削除理由,

○加入者情報管理(システム基本情報)履歴(TSA61\_KNYSKHNSTMRRK)

1257 保険者コード,1258 加入者通番,1259 加入者情報履歴番号,1260 レコード識別番号,1261 加入者処理種別コード,1262 被保険者枝番,1263 個人番号(マイナンバー),1264 更新後個人番号,1265 加入者情報作成済フラグ,1266 中間サーバー登録状況,1267 受付番号,1268 登録依頼日付,1269 削除依頼フラグ,1270 削除理由,

○加入者情報管理(システム基本情報)(応答待機)(TSA62\_KNYSKHNSTMOTK)

1271 保険者コード,1272 加入者通番,1273 レコード識別番号,1274 加入者処理種別コード,1275 被保険者枝番,1276 個人番号(マイナンバー),1277 更新後個人番号,1278 加入者情報作成済フラグ,1279 中間サーバー登録状況,1280 受付番号,1281 登録依頼日付,1282 削除依頼フラグ,1283 削除理由,

○加入者情報管理(情報に関する制御情報)(TSA63\_KNYSSGINFO)

1284 保険者コード,1285 加入者通番,1286 自己情報提供不可フラグ,1287 特定健診情報提供に係る本人同意フラグ,1288 特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日,1289 不開示該当フラグ,1290 加入者情報作成済フラグ,1291 受付番号,

○加入者情報管理(情報に関する制御情報)履歴(TSA64\_KNYSSGINFORRK)

1292 保険者コード,1293 加入者通番,1294 加入者情報履歴番号,1295 自己情報提供不可フラグ,1296 特定健診情報提供に係る本人同意フラグ,1297 特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日,1298 不開示該当フラグ,1299 加入者情報作成済フラグ,1300 受付番号,

○加入者情報管理(情報に関する制御情報)(応答待機)(TSA65\_KNYSSGINFOOTK)

1301 保険者コード,1302 加入者通番,1303 自己情報提供不可フラグ,1304 特定健診情報提供に係る本人同意フラグ,1305 特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日,1306 不開示該当フラグ,1307 加入者情報作成済フラグ,1308 受付番号,

○加入者情報管理(基本情報)(TSA66\_KNYSKHN)

1309 保険者コード,1310 加入者通番,1311 氏名(券面記載),1312 氏名(券面記載)(カナ),1313 氏名(その他),1314 氏名(その他)(カナ),1315 性別 1,1316 性別 2,1317 生年月日,1318 加入者住所,1319 郵便番号,1320 市町村コード,1321 アクセスグループコード,1322 身分,1323 加入者区分コード,1324 世帯識別番号,1325 加入者情報作成済フラグ,1326 受付番号,

○加入者情報管理(基本情報)履歴(TSA67\_KNYSKHNRK)

1327 保険者コード,1328 加入者通番,1329 加入者情報履歴番号,1330 氏名(券面記載),1331 氏名(券面記載)(カナ),1332 氏名(その他),1333 氏名(その他)(カナ),1334 性別 1,1335 性別 2,1336 生年月日,1337 加入者住所,1338 郵便番号,1339 市町村コード,1340 アクセスグループコード,1341 身分,1342 加入者区分コード,1343 世帯識別番号,1344 加入者情報作成済フラグ,1345 受付番号,

○加入者情報管理(基本情報)(応答待機)(TSA68\_KNYSKHNOTK)

1346 保険者コード,1347 加入者通番,1348 氏名(券面記載),1349 氏名(券面記載)(カナ),1350 氏名(その他),1351 氏名(その他)(カナ),1352 性別 1,1353 性別 2,1354 生年月日,1355 加入者住所,1356 郵便番号,1357 市町村コード,1358 アクセスグループコード,1359 身分,1360 加入者区分コード,1361 世帯識別番号,1362 加入者情報作成済フラグ,1363 受付番号,

○加入者情報管理(資格情報)(TSA69\_KNYSSHKK)

1364 保険者コード,1365 加入者通番,1366 履歴番号,1367 市町村世帯管理番号,1368 市町村世帯管理番号\_枝番,1369 市町村個人管理番号,1370 市町村個人管理番号\_枝番,1371 保険者番号,1372 被保険者証記号\_加入者,1373 被保険者証番号\_加入者,1374 被保険者証枝番,1375 資格取得年月日,1376 資格喪失年月日,1377 資格喪失事由,1378 本人・家族の別,1379 加入者情報被保険者氏名,1380 加入者情報作成済フラグ,1381 受付番号,

○加入者情報管理(資格情報)履歴(TSA70\_KNYSSHKKRRK)

1382 保険者コード,1383 加入者通番,1384 加入者情報履歴番号,1385 履歴番号,1386 市町村世帯管理番号,1387 市町村世帯管理番号\_枝番,1388 市町村個人管理番号,1389 市町村個人管理番号\_枝番,1390 保険者番号,1391 被保険者証記号\_加入者,1392 被保険者証番号\_加入者,1393 被保険者証枝番,1394 資格取得年月日,1395 資格喪失年月日,1396 資格喪失事由,1397 本人・家族の別,1398 加入者情報被保険者氏名,1399 加入者情報作成済フラグ,1400 受付番号,

○加入者情報管理(資格情報)(応答待機)(TSA71\_KNYSSHKKOTK)

1401 保険者コード,1402 加入者通番,1403 履歴番号,1404 市町村世帯管理番号,1405 市町村世帯管理番号\_枝番,1406 市町村個人管理番号,1407 市町村個人管理番号\_枝番,1408 保険者番号,1409 被保険者証記号\_加入者,1410 被保険者証番号\_加入者,1411 被保険者証枝番,1412 資格取得年月日,1413 資格喪失年月日,1414 資格喪失事由,1415 本人・家族の別,1416 加入者情報被保険者氏名,1417 加入者情報作成済フラグ,1418 受付番号,

○加入者情報管理(被保険者証等情報)(TSA72\_KNYSHHSHUTU)

1419 保険者コード,1420 加入者通番,1421 履歴番号,1422 市町村世帯管理番号,1423 市町村世帯管理番号\_枝番,1424 市町村個人管理番号,1425 市町村個人管理番号\_枝番,1426 被保険者証区分,1427 保険者番号(証),1428 被保険者証記号(証),1429 被保険者証番号(証),1430 被保険者証枝番(証),1431 被保険者証交付年月日,1432 被保険者証有効開始年月日,1433 被保険者証有効終了年月日,1434 被保険者証一部負担金割合,1435 被保険者証回収年月日,1436 加入者情報作成済フラグ,1437 受付番号,

○加入者情報管理(被保険者証等情報)履歴(TSA73\_KNYSHHSHUTURRK)

1438 保険者コード,1439 加入者通番,1440 加入者情報履歴番号,1441 履歴番号,1442 市町村世帯管理番号,1443 市町村世帯管理番号\_枝番,1444 市町村個人管理番号,1445 市町村個人管理番号\_枝番,1446 被保険者証区分,1447 保険者番号(証),1448 被保険者証記号(証),1449 被保険者証番号(証),1450 被保険者証枝番(証),1451 被保険者証交付年月日,1452 被保険者証有効開始年月日,1453 被保険者証有効終了年月日,1454 被保険者証一部負担金割合,1455 被保険者証回収年月日,1456 加入者情報作成済フラグ,1457 受付番号,

○加入者情報管理(被保険者証等情報)(応答待機)(TSA74\_KNYSHHSHUTUOTK)

1458 保険者コード,1459 加入者通番,1460 履歴番号,1461 市町村世帯管理番号,1462 市町村世帯管理番号\_枝番,1463 市町村個人管理番号,1464 市町村個人管理番号\_枝番,1465 被保険者証区分,1466 保険者番号(証),1467 被保険者証記号(証),1468 被保険者証番号(証),1469 被保険者証枝番(証),1470 被保険者証交付年月日,1471 被保険者証有効開始年月日,1472 被保険者証有効終了年月日,1473 被保険者証一部負担金割合,1474 被保険者証回収年月日,1475 加入者情報作成済フラグ,1476 受付番号,

○加入者情報管理(高齢受給者証情報)(TSA75\_KNYSKURISHU)

1477 保険者コード,1478 加入者通番,1479 履歴番号,1480 市町村世帯管理番号,1481 市町村世帯管理番号\_枝番,1482 市町村個人管理番号,1483 市町村個人管理番号\_枝番,1484 保険者番号(高齢受給者証),1485 被保険者証記号(高齢受給者証),1486 被保険者証番号(高齢受給者証),1487 被保険者証枝番(高齢受給者証),1488 高齢受給者証交付年月日,1489 高齢受給者証有効開始年月日,1490 高齢受給者証有効終了年月日,1491 高齢受給者証一部負担金割合,1492 高齢受給者証回収年月日,1493 加入者情報作成済フラグ,1494 受付番号,

○加入者情報管理(高齢受給者証情報)履歴(TSA76\_KNYSKURISHURRK)

1495 保険者コード,1496 加入者通番,1497 加入者情報履歴番号,1498 履歴番号,1499 市町村世帯管理番号,1500 市町村世帯管理番号\_枝番,1501 市町村個人管理番号,1502 市町村個人管理番号\_枝番,1503 保険者番号(高齢受給者証),1504 被保険者証記号(高齢受給者証),1505 被保険者証番号(高齢受給者証),1506 被保険者証枝番(高齢受給者証),1507 高齢受給者証交付年月日,1508 高齢受給者証有効開始年月日,1509 高齢受給者証有効終了年月日,1510 高齢受給者証一部負担金割合,1511 高齢受給者証回収年月日,1512 加入者情報作成済フラグ,1513 受付番号,

○加入者情報管理(高齢受給者証情報)(応答待機)(TSA77\_KNYSKURISHUOTK)

1514 保険者コード,1515 加入者通番,1516 履歴番号,1517 市町村世帯管理番号,1518 市町村世帯管理番号\_枝番,1519 市町村個人管理番号,1520 市町村個人管理番号\_枝番,1521 保険者番号(高齢受給者証),1522 被保険者証記号(高齢受給者証),1523 被保険者証番号(高齢受給者証),1524 被保険者証枝番(高齢受給者証),1525 高齢受給者証交付年月日,1526 高齢受給者証有効開始年月日,1527 高齢受給者証有効終了年月日,1528 高齢受給者証一部負担金割合,1529 高齢受給者証回収年月日,1530 加入者情報作成済フラグ,1531 受付番号,

○加入者情報管理(限度額認定証関連情報)(TSA78\_KNYSGNDGKSHU)

1532 保険者コード,1533 加入者通番,1534 履歴番号,1535 市町村世帯管理番号,1536 市町村世帯管理番号\_枝番,1537 市町村個人管理番号,1538 市町村個人管理番号\_枝番,1539 保険者番号(限度額認定証),1540 被保険者証記号(限度額認定証),1541 被保険者証番号(限度額認定証),1542 被保険者証枝番(限度額認定証),1543 限度額適用認定証区分,1544 限度額適用認定証交付年月日,1545 限度額適用認定証有効開始年月日,1546 限度額適用認定証有効終了年月日,1547 限度額適用認定証適用区分,1548 限度額適用認定証長期入院該当年月日,1549 限度額適用認定証回収年月日,1550 加入者情報作成済フラグ,1551 受付番号,

○加入者情報管理(限度額認定証関連情報)履歴(TSA79\_KNYSGNDGKSHURRK)

1552 保険者コード,1553 加入者通番,1554 加入者情報履歴番号,1555 履歴番号,1556 市町村世帯管理番号,1557 市町村世帯管理番号\_枝番,1558 市町村個人管理番号,1559 市町村個人管理番号\_枝番,1560 保険者番号(限度額認定証),1561 被保険者証記号(限度額認定証),1562 被保険者証番号(限度額認定証),1563 被保険者証枝番(限度額認定証),1564 限度額適用認定証区分,1565 限度額適用認定証交付年月日,1566 限度額適用認定証有効開始年月日,1567 限度額適用認定証有効終了年月日,1568 限度額適用認定証適用区分,1569 限度額適用認定証長期入院該当年月日,1570 限度額適用認定証回収年月日,1571 加入者情報作成済フラグ,1572 受付番号,

○加入者情報管理(限度額認定証関連情報)(応答待機)(TSA80\_KNYSGNDGKSHUOTK)

1573 保険者コード,1574 加入者通番,1575 履歴番号,1576 市町村世帯管理番号,1577 市町村世帯管理番号\_枝番,1578 市町村個人管理番号,1579 市町村個人管理番号\_枝番,1580 保険者番号(限度額認定証),1581 被保険者証記号(限度額認定証),1582 被保険者証番号(限度額認定証),1583 被保険者証枝番(限度額認定証),1584 限度額適用認定証区分,1585 限度額適用認定証交付年月日,1586 限度額適用認定証有効開始年月日,1587 限度額適用認定証有効終了年月日,1588 限度額適用認定証適用区分,1589 限度額適用認定証長期入院該当年月日,1590 限度額適用認定証回収年月日,1591 加入者情報作成済フラグ,1592 受付番号,

○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)(TSA81\_KNYSTSPISHU)

1593 保険者コード,1594 加入者通番,1595 履歴番号,1596 市町村世帯管理番号,1597 市町村世帯管理番号\_枝番,1598 市町村個人管理番号,1599 市町村個人管理番号\_枝番,1600 保険者番号(特定疾病療養受療証),1601 被保険者証記号(特定疾病療養受療証),1602 被保険者証番号(特定疾病療養受療証),1603 被保険者証枝番(特定疾病療養受療証),1604 特定疾病療養受療証交付年月日,1605 特定疾病療養受療証有効開始年月日,1606 特定疾病療養受療証有効終了年月日,1607 特定疾病療養受療証認定疾病区分,1608 特定疾病療養受療証自己負担限度額,1609 特定疾病療養受療証回収年月日,1610 加入者情報作成済フラグ,1611 受付番号,  
○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)履歴(TSA82\_KNYSTSPISHURRK)

1612 保険者コード,1613 加入者通番,1614 加入者情報履歴番号,1615 履歴番号,1616 市町村世帯管理番号,1617 市町村世帯管理番号\_枝番,1618 市町村個人管理番号,1619 市町村個人管理番号\_枝番,1620 保険者番号(特定疾病療養受療証),1621 被保険者証記号(特定疾病療養受療証),1622 被保険者証番号(特定疾病療養受療証),1623 被保険者証枝番(特定疾病療養受療証),1624 特定疾病療養受療証交付年月日,1625 特定疾病療養受療証有効開始年月日,1626 特定疾病療養受療証有効終了年月日,1627 特定疾病療養受療証認定疾病区分,1628 特定疾病療養受療証自己負担限度額,1629 特定疾病療養受療証回収年月日,1630 加入者情報作成済フラグ,1631 受付番号,  
○加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)(応答待機)(TSA83\_KNYSTSPISHUOTK)

1632 保険者コード,1633 加入者通番,1634 履歴番号,1635 市町村世帯管理番号,1636 市町村世帯管理番号\_枝番,1637 市町村個人管理番号,1638 市町村個人管理番号\_枝番,1639 保険者番号(特定疾病療養受療証),1640 被保険者証記号(特定疾病療養受療証),1641 被保険者証番号(特定疾病療養受療証),1642 被保険者証枝番(特定疾病療養受療証),1643 特定疾病療養受療証交付年月日,1644 特定疾病療養受療証有効開始年月日,1645 特定疾病療養受療証有効終了年月日,1646 特定疾病療養受療証認定疾病区分,1647 特定疾病療養受療証自己負担限度額,1648 特定疾病療養受療証回収年月日,1649 加入者情報作成済フラグ,1650 受付番号,  
○加入者情報管理(世帯情報)(TSA84\_KNYSSTI)

1651 保険者コード,1652 加入者通番,1653 履歴番号,1654 市町村世帯管理番号,1655 市町村世帯管理番号\_枝番,1656 被保険者証記号\_加入者,1657 被保険者証番号\_加入者,1658 世帯番号,1659 行政区保険者番号,1660 資格取得年月日,1661 資格喪失年月日,1662 世帯主氏名(漢字),1663 加入者住所,1664 郵便番号,1665 有効フラグ,  
○加入者情報管理(個人情報)(TSA85\_KNYSKJN)

1666 保険者コード,1667 加入者通番,1668 履歴番号,1669 市町村世帯管理番号,1670 市町村世帯管理番号\_枝番,1671 市町村個人管理番号,1672 市町村個人管理番号\_枝番,1673 被保険者証記号\_加入者,1674 被保険者証番号\_加入者,1675 世帯番号,1676 宛名番号,1677 行政区保険者番号,1678 枝番,1679 資格取得年月日,1680 資格喪失年月日,1681 自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ,1682 氏名(券面記載),1683 氏名(券面記載)(カナ),1684 氏名(その他),1685 氏名(その他)(カナ),1686 性別 1,1687 性別 2,1688 生年月日,1689 有効フラグ,  
○加入者情報管理(メッセージ管理)(TSA86\_KNYSMMSG)

1690 保険者コード,1691 加入者通番,1692 受付番号,1693 メッセージ連番,1694 処理結果メッセージ,  
○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴)(TSA87\_KNYSKHNNHNCU)

1695 保険者コード,1696 加入者通番,1697 履歴番号,1698 変更年月日,1699 氏名(券面記載),1700 氏名(券面記載)(カナ),1701 氏名(その他),1702 氏名(その他)(カナ),1703 性別 1,1704 性別 2,1705 生年月日,1706 加入者住所,1707 郵便番号,1708 市町村コード,1709 加入者情報作成済フラグ,1710 受付番号,  
○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴)(履歴)(TSA88\_KNYSKHNNHNCURRK)

1711 保険者コード,1712 加入者通番,1713 加入者情報履歴番号,1714 履歴番号,1715 変更年月日,1716 氏名(券面記載),1717 氏名(券面記載)(カナ),1718 氏名(その他),1719 氏名(その他)(カナ),1720 性別 1,1721 性別 2,1722 生年月日,1723 加入者住所,1724 郵便番号,1725 市町村コード,1726 加入者情報作成済フラグ,1727 受付番号,  
○加入者情報管理(加入者基本情報変更履歴)(応答待機)(TSA89\_KNYSKHNNHNCUOTK)

1728 保険者コード,1729 加入者通番,1730 履歴番号,1731 変更年月日,1732 氏名(券面記載),1733 氏名(券面記載)(カナ),1734 氏名(その他),1735 氏名(その他)(カナ),1736 性別 1,1737 性別 2,1738 生年月日,1739 加入者住所,1740 郵便番号,1741 市町村コード,1742 加入者情報作成済フラグ,1743 受付番号,  
○加入者情報管理(個人番号誤入力情報)(TSA90\_KNYSKJNGNRK)

1744 保険者コード,1745 加入者通番,1746 受付番号,1747 中間サーバー処理年月日,1748 中間サーバー処理時刻,1749 保険者番号,1750 被保険者枝番,1751 被保険者証記号\_加入者,1752 被保険者証番号\_加入者,1753 被保険者証枝番,1754 氏名(券面記載),1755 氏名(券面記載)(カナ),1756 生年月日,1757 個人番号誤入力チェック結果コード,1758 中間サーバー登録状況,1759 確認者 ID,1760 確認年月日,1761 個人番号誤入力備考,1762 登録結果送信年月日,  
○加入者情報管理(個人番号誤入力情報)(履歴)(TSA91\_KNYSKJNGNRKRK)

1763 保険者コード,1764 加入者通番,1765 加入者情報履歴番号,1766 受付番号,1767 中間サーバー処理年月日,1768 中間サーバー処理時刻,1769 保険者番号,1770 被保険者枝番,1771 被保険者証記号\_加入者,1772 被保険者証番号\_加入者,1773 被保険者証枝番,1774 氏名(券面記載),1775 氏名(券面記載)(カナ),1776 生年月日,1777 個人番号誤入力チェック結果コード,1778 中間サーバー登録状況,1779 確認者 ID,1780 確認年月日,1781 個人番号誤入力備考,1782 登録結果送信年月日,  
○中間サーバー未連携等エラー対象者管理(TSA92\_CNSRVMRNKIERR)  
1783 市町村保険者番号,1784 市町村世帯管理番号,1785 市町村世帯管理番号\_枝番,1786 市町村個人管理番号,1787 市町村個人管理番号\_枝番,1788 エラーコード,1789 容認フラグ,1790 データ区分,1791 被保険者証記号\_加入者,1792 被保険者証番号\_加入者,1793 世帯番号,1794 宛名番号,1795 行政区保険者番号,1796 枝番,1797 基本情報\_氏名(カナ),1798 基本情報\_氏名(漢字),1799 エラー内容\_中間サーバー未連携,1800 データ項目名称\_中間サーバー未連携,1801 データ項目値\_中間サーバー未連携,1802 容認情報登録年月日,1803 ファイル作成年月日,  
○中間サーバー即時連携情報管理(TSA93\_CNSRVSKJRNKI)  
1804 保険者コード,1805 加入者通番,1806 リクエスト ID,1807 ユーザ ID,1808 登録依頼日付,1809 市町村保険者番号,1810 連携管理連番,1811 自己情報提供不可フラグ(即時連携),1812 不開示該当フラグ(即時連携),1813 資格情報受付状況,1814 資格情報受付日付,1815 加入者処理種別コード(資格情報),1816 自己情報提供不可フラグ(資格情報),1817 不開示該当フラグ(資格情報),1818 ファイル出力年月日,1819 ファイル作成対象フラグ

## (別紙1)特定個人情報の提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠 (番号利用 法第19条 第8号に基 づく利用特 定個人情報 の提供に 関する 命令第2条 における項 番)	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
2	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの
3	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの
4	都道府県知事	13	都道府県知事児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
5	市町村長	16	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの
6	都道府県知事	19	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの
7	市町村長	27	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
8	都道府県知事	38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
9	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
10	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの
11	日本私立学校振興・共済事業団	56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの
12	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
13	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
14	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
15	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
16	厚生労働大臣	111	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十三条で定めるもの
17	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第百七条で定めるもの

18	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
19	市町村長	131	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第二百三十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第二百三十三条で定めるもの
20	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第二百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二百三十九条で定めるもの
21	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第二百四十三条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二百四十三条で定めるもの
22	都道府県知事又は市町村長	145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第二百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第二百四十七条で定めるもの
23	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第二百六十条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第二百六十条で定めるもの
24	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第二百六十二条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第二百六十二条で定めるもの
25	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第二百六十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第二百六十三条で定めるもの
26	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第二百六十六条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二百六十六条で定めるもの

27	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十七条で定めるもの
28	厚生労働大臣又は共済組合等	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十八条で定めるもの
29	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの

## (別紙2)特定個人情報の移転先一覧

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報
1	障害福祉課	番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	障害福祉課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3	市民税課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	地方税法その他の地方税に関する法律並びに徳島市市税賦課徴収条例及び徳島市都市計画税条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5	子育て支援課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6	障害福祉課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7	子育て支援課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8	障害福祉課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
9	生活福祉課	番号法第9条第2項 番号法施行条例第2条第3項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
10	住民課	住民基本台帳法第7条	住民票への記載	国民健康保険の被保険者である者について、その資格に関する事項で政令で定めるもの